

後見制度のまとめ

() 後見制度 >>>>> 判断能力が低下した人が対象



申立先 () 裁判所

類 型

(医師の診断により)

(人) >>>>> 判断能力が不十分な方

(人) >>>>> 判断能力が著しく不十分な方

(人) >>>>> 判断能力が欠けているのが通常の状態の方

後見事務の内容

預貯金や不動産などの管理 >>>>>>>> ()

衣食住などの生活の手配など >>>>>>>> ()

三権限

(権) (権) (権)

() 後見制度 >>>>> 判断能力がある人が対象



締結時 ()

開始時 家庭裁判所